

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則 平成15年3月28日規則第21号</p> <p>改正</p> <p>平成19年4月1日規則第50号 平成20年7月4日規則第61号 平成21年4月1日規則第41号 平成21年4月1日規則第43号 平成21年12月15日規則第98号 令和6年4月1日規則第34号</p> <p>高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。 高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）を施行するため、法及び遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (登録等の通知)</p> <p>第2条 法第5条第2項の規定による知事の遊漁船業者登録簿への登録の通知は、別記第1号様式による通知書によって行うものとする。</p> <p>2 法第6条第2項の規定による知事の遊漁船業者の登録拒否の通知は、別記第2号様式による通知書によって行うものとする。</p> <p>3 法第21条第2項において準用する法第6条第2項の規定による知事の処分の通知は、遊漁船業者の登録の取消しの場合にあっては別記第3号様式、事業の停止の命令の場合にあっては別記第4号様式による通知書によって行うものとする。</p>	<p>○高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則 平成15年3月28日規則第21号</p> <p>改正</p> <p>平成19年4月1日規則第50号 平成20年7月4日規則第61号 平成21年4月1日規則第41号 平成21年4月1日規則第43号 平成21年12月15日規則第98号</p> <p>高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。 高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）を施行するため、法及び遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (登録等の通知)</p> <p>第2条 法第5条第2項の規定による知事の遊漁船業者登録簿への登録の通知は、別記第1号様式による通知書によって行うものとする。</p> <p>2 法第6条第2項の規定による知事の遊漁船業者の登録拒否の通知は、別記第2号様式による通知書によって行うものとする。</p> <p>3 法第19条第2項において準用する法第6条第2項の規定による知事の処分の通知は、遊漁船業者の登録の取消しの場合にあっては別記第3号様式、事業の停止の命令の場合にあっては別記第4号様式による通知書によって行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(遊漁船業者登録簿の閲覧)</p> <p>第3条 法第9条の規定による遊漁船業者登録簿（以下この条において「登録簿」という。）の一般の閲覧場所は、高知県水産振興部漁業管理課内に設置する。</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。</p> <p>3 登録簿の閲覧ができない日は、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。</p> <p>4 登録簿の閲覧は、無料とする。</p> <p>5 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備える別記第5号様式による遊漁船業者登録簿閲覧名簿に必要事項を記入しなければならない。</p> <p>6 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧場所の外に持ち出してはならない。</p> <p>7 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) 前2項の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者</p> <p>(2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者 (業務改善命令)</p> <p>第4条 法第20条の規定に基づく知事の業務改善命令は、別記第6号様式による命令書によって行うものとする。 (手数料の納付方法)</p> <p>第5条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第48条の2の規定による手数料は、当該手数料の額に相当する高知県収入証紙を同条に規定する事務に係る申請書に貼って納付しなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成19年4月1日規則第50号抄）</p>	<p>(遊漁船業者登録簿の閲覧)</p> <p>第3条 法第8条の規定による遊漁船業者登録簿（以下この条において「登録簿」という。）の一般の閲覧場所は、高知県水産振興部漁業管理課内に設置する。</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。</p> <p>3 登録簿の閲覧ができない日は、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。</p> <p>4 登録簿の閲覧は、無料とする。</p> <p>5 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備える別記第5号様式による遊漁船業者登録簿閲覧名簿に必要事項を記入しなければならない。</p> <p>6 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧場所の外に持ち出してはならない。</p> <p>7 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) 前2項に違反し、又は係員の指示に従わない者</p> <p>(2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者 (業務改善命令)</p> <p>第4条 法第18条の規定に基づく知事の業務改善命令は、別記第6号様式による命令書によって行うものとする。 (手数料の納付方法)</p> <p>第5条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第48条の2の規定による手数料は、当該手数料の額に相当する高知県収入証紙を同条に規定する事務に係る申請書にはって納付しなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成19年4月1日規則第50号抄）</p>

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>    附 則 (平成20年7月4日規則第61号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>    附 則 (平成21年4月1日規則第41号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>    附 則 (平成21年4月1日規則第43号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>    附 則 (平成21年12月15日規則第98号)</p> <p>この規則は、平成22年1月1日から施行する。</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>    附 則 (平成20年7月4日規則第61号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>    附 則 (平成21年4月1日規則第41号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>    附 則 (平成21年4月1日規則第43号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>    附 則 (平成21年12月15日規則第98号)</p> <p>この規則は、平成22年1月1日から施行する。</p>

改正後		改正前	
別記 第1号様式（第2条関係）		別記 第1号様式（第2条関係）	
第 年 月 日		第 年 月 日	
様		様	
高知県知事 印		高知県知事 印	
遊漁船業者の登録について（通知）		遊漁船業者の登録について（通知）	
遊漁船業の適正化に関する法律第5条第1項の規定により、 年 月 日		遊漁船業の適正化に関する法律第5条第1項の規定により、 年 月 日	
付けで申請のありました遊漁船業者の登録を下記のとおり実施しましたので、同条第2項の規定により通知します。		付けで申請のありました遊漁船業者の登録を下記のとおり実施しましたので、同条第2項の規定により通知します。	
記		記	
氏名又は名称		氏名又は名称	
登録番号	高知県第 号	登録番号	高知県第 号
登録年月日	年 月 日	登録年月日	年 月 日
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
登録の更新を行う場合の期限	年 月 日	登録の更新を行う場合の期限	年 月 日
営業所の名称及び所在地		営業所の名称及び所在地	
遊漁船業務主任者の氏名		遊漁船業務主任者の氏名	
遊漁船の名称及び船舶番号		遊漁船の名称及び船舶番号	

改正後	改正前
<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">遊漁船業者の登録の拒否について（通知）</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のありました遊漁船業者の登録を下記の理由で拒否しますので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項第 号該当</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">遊漁船業者の登録の拒否について（通知）</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のありました遊漁船業者の登録を下記の理由で拒否しますので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項第 号該当</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p>

改正後	改正前
<p>第3号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 号 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">遊漁船業者の登録の取消しについて（通知）</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第21条第1項の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者の登録を下記の理由のとおり取り消します。同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号該当</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>第3号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 号 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">遊漁船業者の登録の取消しについて（通知）</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者の登録を下記の理由のとおり取り消します。同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号該当</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p>

改正後	改正前
<p>第4号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">遊漁船業者の事業の停止について（通知）</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第21条第1項の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者の事業の全部（一部）について下記の理由のとおり 日間の停止を命じますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号該当</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>第4号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">遊漁船業者の事業の停止について（通知）</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者の事業の全部（一部）について下記の理由のとおり 日間の停止を命じますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号該当</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。） 提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p>





改正後	改正前
<p>第6号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">遊漁船業者に係る業務改善命令書</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第20条の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者が下記のとおり業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>措置の内容</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>第6号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">遊漁船業者に係る業務改善命令書</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律第18条の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者が下記のとおり業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>措置の内容</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p>